

中野にぎわいフェスタ2019
観光大使スタンプラリー
物品協賛について

- 対象日 : 2019年10月12(土)、13日(日)
対象時間 : 11:00～17:00予定 (開催時間 変更可能性有)
対象場所 : 中野にぎわいフェスタ 各会場
対象イベント : 中野にぎわいフェスタ2019

中野にぎわいフェスタ
観光大使スタンプラリー 実行委員

◆中野にぎわいフェスタ イベント概要

中野にぎわいフェスタは中野駅周辺を会場として毎年10月に開催される大型イベントで2009年より開催、今年で第11回目を迎えます。当イベントは地域資源を活かした産業振興イベントで**中野区認定観光資源***です。中野が持っている特有の個性や魅力を発信するため、老若男女が楽しめる企画が多く、**東京の新しい顔としてのにぎわいを創出しています**。昨年度の来場者は62,500人(ZENRIN混雑度マップ調べ)で、年々来場者も増え、多彩な魅力を発信するイベントへと発展しています。

※中野区認定観光資源とは、中野区の都市観光の振興を目的として、区内の地域資源（旧跡・建築物・文化財・商店街・食文化・イベントなどの有形無形の資源）の中から、中野区の魅力をPRする観光資源として、平成26年2月に区が公式に認定したものです。



◆ 観光大使スタンプラリー 概要

中野にぎわいフェスタ2019の各会場（全9箇所）にスタンプを設置し、公式パンフレットに掲載されているスタンプ枠に全部スタンプを押すと景品を贈呈します。

開催時間は【中野にぎわいフェスタ】の開催時間となります。

◆ 開催日時

2019/10/12(土) 11:00～17:00

2019/10/13(日) 11:00～17:00

昨年度のスタンプラリー設置場所



上記は昨年のスタンプラリーの設置場所です。
 本年のスタンプラリーの設置場所・設置場所の会場・及び
 景品交換所などが変更になる場合がございますこと
 ご了承下さい。

2017年度 当日貼り出しチラシ イメージ

中野にぎわいフェスタ 2017

観光大使 スタンプラリー 設置場所

スタンプを集めて
景品をゲット!



※ 中野にぎわいフェスタ 公式パンフレットP6

パンフレット(中野にぎわいフェスタ公式パンフレット)に
スタンプを9個押しして景品交換所へGO!!!

※ 全会場を巡りスタンプを押す所要時間はおよそ1時間ほどです。

景品交換所

中野郵便局駐車場(中野南口わいわい祭り2017/子ども広場)

10月7日(土)10:00-17:00 / 8日(日)10:00-16:00

8日は景品交換所も16時までとなります。

(お早めのご参加をお願い致します)

スタンプラリー設置 イメージ



各設置場所にスタンプラリーのノボリを設置。他、スタンプ台には協賛企業の名前も記載。

イベント集計・解析

来場者集計結果

2017年度：54264人

2018年度：62464人

※ zenrin混雑度マップ調べ

WEBサイトの集計（開催2ヶ月前より計測）

2017年度：37150 view

2018年度：42111 view

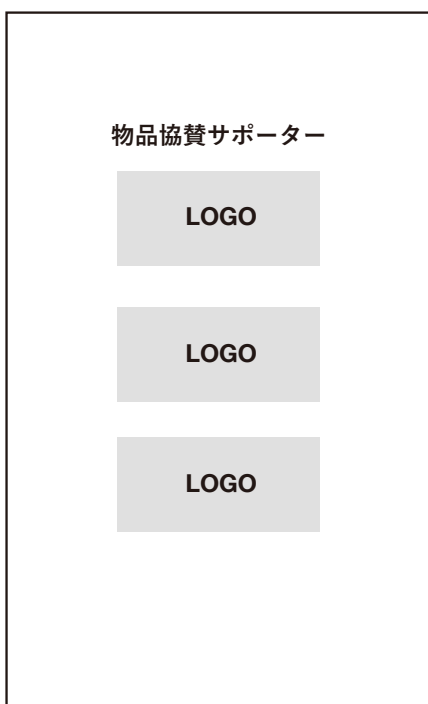
スタンプラリー景品獲得者

2017年度：601個

2018年度：830個（14:30時点で景品欠品により終了）

物品協賛いただいた企業さまへ

- ・ 特設サイトにてバナーの掲載
- ・ 中野にぎわいフェスタのSNSにて協賛企業さまご紹介



WEBサイトバナー 掲載
協賛イメージ図



SNS投稿イメージ

スタンプラリーの広報用として使用するSNSは以下です。

中野にぎわいフェスタ（340人いいね）

<https://www.facebook.com/NakanoNigiwaiFesta/>

他会場のSNSなどでも情報拡散をいたします。

◆協賛・広告に関する規定要項

以下の規定要項に該当する企業様は
お断りする場合がありますこと予めご了承ください。

≪協賛企業(物品協賛企業含)：承認しない事例≫

1. 政治性及び宗教性のある企業等
2. 風俗営業等に該当するもの又はこれに類するもの
3. ギャンブルに該当するもの又はこれに類するもの
4. 暴力団員等と密接な関係を有するもの
5. 納付すべき税を滞納しているもの

≪広告：承認しない事例≫

1. 法令等に違反する広告、又はその恐れのある広告
2. 公序良俗に反する広告、又はその恐れのある広告
3. 人権侵害、差別、名誉毀損の恐れがある広告
4. 政治活動又は宗教活動に関する広告
5. 社会問題、意見広告又は個人宣伝に関する広告
6. 公衆に不快の念又は危害を与える恐れがある広告
7. 他を誹謗中傷または排斥する広告
8. 法律で禁止されている商品、無認可商品又は粗悪品などの不適切な商品若しくはサービスを提供するもの
9. 発行者・広告主が明らかでなく、責任の所在が不明瞭なもの。
10. ギャンブルに関わる業種、事業者の広告